

## \* 3月に新事務所へ移転してからのその後について \*

- 1、上越市手をつなぐ育成会は解散しましたが、頸北育成会と名立育成会とは必要に応じて連携しながら活動しています。また、それぞれの育成会は独自の考えで進んでいます。
- 2、当方の上越地区手をつなぐ育成会では、今までとは違い「気楽に立ち寄れる育成会」の雰囲気創りに力を入れPRしています。おかげさまで最近では、仕事の帰り、申し込み持参、ちかくまで来たのでなどと、寄ってお茶を飲んでいって下さる方が増えてきて喜んでいきます。
- 3、育成会が将来に渡り生き残るためには、「地域から必要とされる育成会」になる事だと考えています。すなわち、保護者や行政、教育、福祉、企業等の関係機関より相談、意見、支援などを求められるようになる事です。簡単に言えば、地域にとって「無くてはならない存在」になる事です。したがって下記の事を主軸に活動を続ける事だと考えています。

### (1)、「支援が必要な子の将来の姿を考える講座」の継続

幼児期から青年期の課題に取り組んできたこの講座は、保護者、学校の先生、各関係機関より高い評価をいただき、10月27日には、第9回目を実施するまでになっております。また最近では、学校の先生よりPTAの集まりの時に、支援が必要な学童の保護者向けに「出張講座」の依頼を受ける事が多くなって来ています。

この講座は上越育成会が若返り始めている大変重要な役割を果たしています。



### (2)、「同じ立場の相談室」の開所

上越市は、比較的相談支援体制が整っている方だと思っています。

しかしながら、困り事や悩み事をだれに相談したらよいか？、どこに相談に行ったらよいか？、どの様に話をしたらよいか？、相談に行く勇気が無くて、という方々が多くおられる事から、「相談機関へ行くために、先ず気楽に相談する場所」として開所しています。必要に応じては、相談機関に同行する事もあります。

ともかく、一人で悩んでいても解決の方向性がなかなか見えて来なく、苦しみが深くなります。

相談室に対し、赤い羽根共同募金の分配金の助成をいただける事になりましたので、来年度には、きちっとした相談室になります。

### (3)、「親亡き後の問題解決対策講座」を開講します。

青年期から老年期さらに看取りまでの課題としては、親亡き後の問題が一番に上げられます。この問題に対し、「高齢化対策部会」を立ち上げ、数年かけてじっくりと解決に向けての対応講座を今年度より開講いたします。



保護者が元気な内に準備の目鼻を付けるには何をどうしたらよいかの方向性を見出したいと考えています。

保護者にだって老後の準備があります。

一日も早く目鼻を付けましょう。

(4)、本人向けの行事は、大切に継続します。

卒業後は、仲間といえど日中通う事業所の年齢の違う人達に限られてしまいます。

ましてや、休日等の余暇になると、上越市は余暇支援体制が整っていないので、デイサービスやショートステイに「預ける」か、S.O.に通うか自分で外出するかしか無く、それ以外の多くの方々は、家の中でテレビを見るかゲームに夢中になるしかありません。

この「明るいひきこもり状態」とも言われている状態を緩和し、多様な社会性を育てる上で育成会の行事は大変重要との考えていますので今後も大切に継続していきます。

## \* 育成会関東甲信越大会 川崎大会 参加しての報告 \*

### 1、次第内容

日時、会場 : 9月14日(金) 川崎日航ホテル及びミュージアム川崎シンフォニーホール  
分科会 第1分科会 : 働く~新しい働き方の選択肢を探る  
第2分科会 : 高齢~親の支援なきあとの障害ある人の生活を考える  
記念コンサート

### 2、出席した第2分科会の報告

講師 福岡 寿氏、田中 正博氏、又村あおい氏、佐藤 嘉晃氏の4名

1)、緩やかに本人の自己決定を導くことが大切。それには、先ず親離れ・子離れ(本人が親に何かしてほしいという顔をしなくなった時がその時)である。次に本人を必要と思う所へどんどん連れて行き、「行ってみる、見てみる、やってみる」の体験をすることで、自分より他人が高い環境で暮らしている事を感じさせる事が大切。(福岡氏)

2)、自立支援協議会(基幹型相談員) ⇄ サービス等利用計画(相談支援専門員) ⇄ 個別支援計画(サービス管理責任者) ⇄ 日常支援(支援員)の障害者福祉の支援体系を頭に入れて上記の方々と連携しながら、多方面からの伴走者(本人を主体と考えながら日々支援をしてくれる支援者)による本人を支援する体制(支援の輪)を築く必要がある。(福岡氏)  
また伴走者の取りまとめ役が居て、定期的集まり、現状のチェック、見直しの機能も必要。

3)、総合支援法の改正で、一部サービスに障害者福祉サービス事業者が、介護保険サービスを併設できる仕組みを導入(共生型類型)の新設。介護保険サービス移行に伴う利用者負担は、高額障害福祉サービス費に特例を設けて対応(介護保険での自己蓋分は一旦支払うが、後日全額返金となる。..大幅負担軽減)(又村氏)



4)、地域生活支援拠点は、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス供給体制を、地域の実情に応じて整備する。

平成30年から32年末までに各市町村に少なくとも1か所整備する事を基本とする。

(田中氏)

